

分別の種類

ごみの分け方・出し方

お問い合わせ

大田原市役所
生活環境課

☎23-8706

ステーション収集

資源ごみ等

もやせるごみ

指定袋 大田原市

せん定した枝木等は太さ10cm以下、長さ50cm以下(1家庭3束まで)

生ごみは水を切ってください
プラスチック製品

●生ごみ(よく水切りする)、食用油(固めたものや新聞紙・布などにしみこませて十分に乾かしたもの)、紙おむつ(汚物は取り除く)、せん定枝木(太さ10cm以下 長さ50cm以下 1家庭3束まで)、皮革製品、プラスチック製品、ポリタンク、ゴム製品、発泡スチロール(白色トレイ以外)、汚れた紙製容器、木くず、炭、乾燥剤、使い捨てカイロ、保冷剤、アルミ箔(アルミホイル) など
※もやせるごみの中には、資源になる雑紙類(雑紙)が多く含まれています。パンフレットや包装紙などは、雑紙類(雑紙)に分別してください
※プラスチック製のおもちゃや皮革製品などで、金属が取り外せない場合は、もやせないごみに分別してください
※せん定枝木は太さ10cm以下、長さ50cm以下にして、片手で持てる程度にひもでしばって出してください(ごみステーションに出せるのは1家庭3束まで)

ビン類

指定袋 大田原市

青色のコンテナ 茶色のコンテナ 緑色のコンテナ

無色透明ビン 茶色ビン その他の色のビン

●飲料や食品、食用油、調味用油、飲み薬の空きビン
※中身を出して水ですすいでから、色分けして、指定のコンテナへ履かせて出してください ※中身が取り出せない(固まったり、キャップが開かないなど)ビンは、ガラス類に分別してください ※キャップや注ぎ口(中栓)は、出来るだけ外してください(ラベルは剥がさないで結構です)
※色の判断がつかないビンは、その他の色のビンとして緑色のコンテナに出してください
※割れたビン(安全につまめる程度の大きさ)も色分けしてコンテナへ出してください(細かく砕けたビンはガラス類を参照)

ガラス類

指定袋 大田原市

ガラス製のコップ ガラス製の皿

●ガラス製のコップやグラス、耐熱性のあるガラス製品(ほ乳瓶、皿など)
※割れたガラスや細かく砕けたビン・ガラスの破片は、新聞紙などに包んで「キケン」と表記してから、ガラス類の指定袋で出してください
※鏡や瀬戸物はもやせないごみに分別してください

かん類

指定袋 大田原市

空き缶をつぶさないで

●飲料、缶詰、菓子などの飲食物、入浴剤などの空き缶
※中を水ですすいで潰さないで出してください
※飲料用缶のキャップ、一斗缶、ペール缶、スプレー缶、オイル缶、ガス缶(カセットボンベ)などの金属類はもやせないごみで、1辺が20cm以上の大きさの缶はできるだけもやせないごみに分別してください ※つぶれた缶はもやせないごみに分別してください

もやせないごみ

指定袋 大田原市
一部が資源化されます

ガスを使い切る

王冠・金属製キャップ

●鍋、やかん、パンキ缶などの金属類、瀬戸物、傘、鏡、王冠などの金属製のフタ、電球(LED含む)、ライター、スプレー缶、鍋焼きうどんの空容器やガスレンジ周りのアルミ製品など。また、プラスチック製品やガラス製品などで金属が取り外せないもの
※スプレー缶、ガス缶は穴をあける必要はありません。中身を使い切ってから出してください。中身及びガス抜きは火気のない屋外の風通しのよい場所で行ってください ※割れた鏡や刃物などは、新聞紙などに包んで「キケン」と表記してください
※傘は、結んだ指定袋からはみ出しても回収します ※小型家電品は分解しないでください

蛍光管

指定袋 大田原市

リング状蛍光管 電球型蛍光管

※蛍光管を買った時の箱(筒)に入れ、複数の場合は、ひもで縛って出してください
※箱(筒)がない場合や割れた蛍光管は、もやせないごみの指定袋に、蛍光管のみを入れて出してください。結んだ指定袋からはみ出しても回収します
※白熱球、LED製品は、もやせないごみに分別してください

水銀体温計

指定袋 大田原市

水銀体温計

※透明なビニール袋に水銀体温計のみを入れて出してください。水銀血圧計や水銀温度計も一緒に出せませ
※電子体温計は、もやせないごみに分別してください

乾電池

指定袋 大田原市

充電式電池 ポタン電池

※透明なビニール袋に乾電池のみを入れて出してください(アルカリ乾電池、マンガン乾電池)
※乾電池以外の電池(充電式電池、ポタン電池など)は、回収できませんので、販売店等に持ち込みリサイクルしてください

ペットボトル

指定袋 大田原市

PETの表示があるもの

調味料、飲料用、酒類のペットボトル
ウォーターサーバー用はもやせるごみへ
つぶさないで

●清涼飲料、果汁飲料、酒類、牛乳・乳飲料、特定調味料のペットボトル
※キャップとラベルははずし、中を水ですすいでから潰さないで出してください
※キャップ、ラベル、ウォーターサーバーなどのプラスチックボトル、食用油・洗剤のボトル、汚れているものは、もやせるごみに分別してください
※色付きペットボトルは、PETマークの表示があればペットボトルの分類で出すことができます

段ボール

指定袋 大田原市

タンボールは、断面が二重で波状になっています

※ラベル(宅配便の伝票など)や粘着テープ、金属は取り除き、たたんで、1枚でも、ひもで十字にしばって出してください
※厚紙(断面が二重で波状でないもの)は雑紙類(雑紙)に分別してください

紙パック

指定袋 大田原市

紙パックの表示があるもの

※切り開いて洗って乾燥して

●牛乳、ジュース等飲料類、酒類など
※水洗いし、切り開いて、乾かしてから出してください ※注ぎ口などのプラスチックは取り除いてください
※内側に銀色フィルムがついているものは、はがしてください

新聞・折込チラシ

指定袋 大田原市

※折込チラシも一緒にして

※新聞紙と折込チラシは一緒に束ねて出せませ
※ビニール袋や紙袋には入れないでください
※ダイレクトメールなどは雑紙類(雑紙)に分別してください

雑誌類(雑紙)

指定袋 大田原市

紙袋に入れてひもで十字に縛って出してください

●ティッシュ箱(取出し口のビニールは取り除く)、菓子箱、画用紙、包装紙、名刺、メモ用紙、封筒(密着部のフィルムは取り除く)、チラシなど(新聞・段ボール・紙パック以外の紙)
※プラスチックや金属、ビニールなど紙以外のものは取り除いてください
※名刺などの小さな紙片は、雑誌にはさむか、紙袋に入れて出してください

白色トレイ

指定袋 大田原市

※きちんと洗ってしっかりと乾かす

テープやラップをとる

●鮮魚、精肉、青果などの容器、皿
※テープやラップを取り、しっかりと洗って乾かしてから出してください
※着色トレイや模様のついたトレイ、納豆、カップ麺の容器など白色トレイ以外の発泡スチロールは、もやせるごみに分別してください

戸別収集 粗大ごみ戸別収集(予約制有料) 生活環境課 TEL:23-8706

◆事前の予約で粗大ごみの戸別収集を行います
※予約状況により、ご希望の日時で予約することができないことがあります
※手数料:1品につき1,000円~3,000円
(エアコン、テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機および衣類乾燥機は、別途家電リサイクル券が必要です)

直接搬入(有料)
(広域クリーンセンター大田原(右地図)へ持ち込む場合)
広域クリーンセンター大田原 TEL:20-2270
◆事前相談が必要な場合がありますので注意してください。

◆指定袋に入らないものは直接搬入してください(傘、蛍光管以外)
※処理料金:10kgあたり150円
※直接持ち込む場合も分別してください。指定袋に入れる必要はありませんが、袋に入れるときは透明又は半透明の袋に入れてください
※スプリング付きのマットレスは、スプリングと布類に分別してください
◆エアコン、テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機および衣類乾燥機は、家電リサイクル券が必要です(分報しないでください)
※家電リサイクル券は、メーカー名、規格(インチ数、庫内容量)を控えて、郵便局で購入してください
◆広域クリーンセンター大田原の開場日時
[月~土曜日]午前8:30~12:00/午後1:00~4:30(日曜日及び12月31日~1月3日は休み)
※土日祝日、年末年始(12月29日~1月3日)は問い合わせができません
※12月の最終営業日は大変混雑しますので、計画的な搬入にご協力ください

大田原市緑資源リサイクル施設

受付日時 [毎週水・土曜日] 午前8:30~12:00、午後1:00~4:30
※国民の祝日および12月30日~1月2日を除く
料金 市民...10kgあたり100円(30kg以下の場合)は無料
事前に許可を得た事業系技術...10kgあたり200円
※せん定枝木の長さは制限いたしません(枝の太さは15cmまで処理できます)
※処理できない枝木等が含まれている場合、受け入れできない場合があります。

広域クリーンセンター大田原で受け入れできないごみ

◆次のごみは、販売店に引き取ってもらうか、専門の業者へ依頼してください
●自動車・バイク及び関係部品●バッテリー●モーター類●タイヤ●消火器●ガスボンベ●ピアノ●農機具類●農業用ビニール●農薬●コンクリート製品及び建築廃材・解体廃材
●感染性医療廃棄物●ドラム缶●土・砂・石・瓦●ガソリン●廃油●塗料●薬品●産業廃棄物 など
※パソコンは、直接搬入に限り、一部受け入れできます(詳細については、お問い合わせください(生活環境課☎23-8706 広域クリーンセンター大田原☎20-2270))

ごみステーションの利用について

- ごみステーションは利用者等が設置、管理するものです。無断での利用はしないでください。
- ごみステーションの新設、変更、移動、廃止は事前に市と相談してください。
- 排出者不明の「違反ごみ」なども、最終的に利用者が再分別し、ごみステーションの維持、管理を行います。

事業系のごみ

※ごみステーションには出せませ

- 事業活動(商店・事業所等)に伴うごみ(産業廃棄物等を除く)は、市の分別方法に従い「広域クリーンセンター大田原」に直接搬入(処理料金:10kgあたり150円)するか、市の一般廃棄物収集運搬許可業者へ依頼してください。
- 産業廃棄物は、産業廃棄物収集運搬許可業者に処理をお願いするなど、適切に処理をしてください。